

お客さま 各位

「電子交換所」の設立に伴う手形・小切手のお取扱いについて

株式会社 岩手銀行

手形・小切手の代金取立について、現在は各地の手形交換所において、手形・小切手の「現物」を交換することにより行われていますが、2022年11月4日からは、新たに設立された「電子交換所」において、手形・小切手の現物をデータ化した「イメージ」を交換する方法に変更されます。

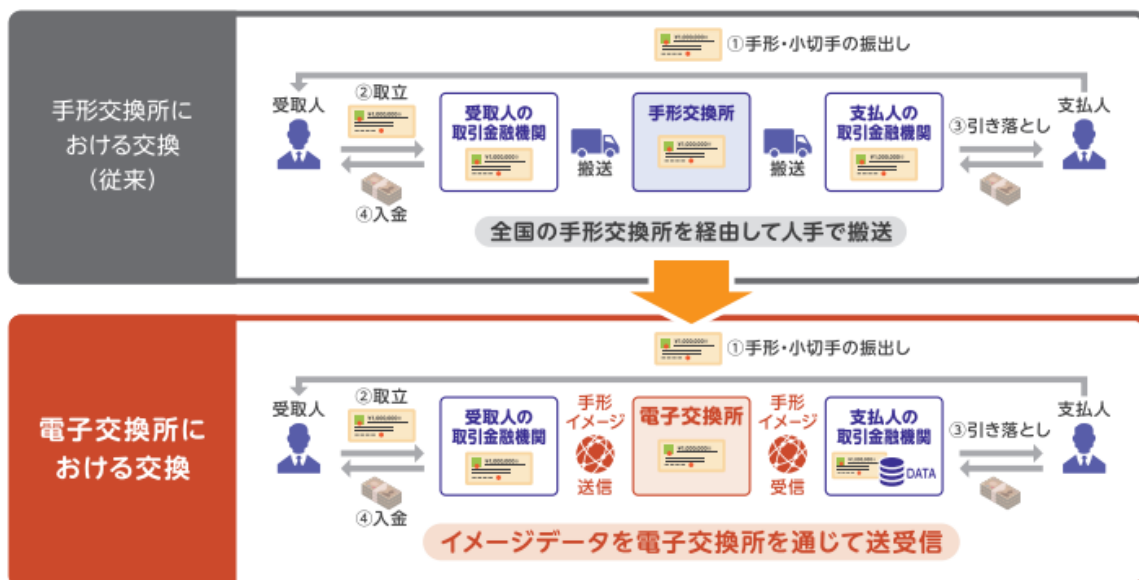
この「電子交換所」の設立により、手形・小切手のお取扱いが下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

記

1. 交換方法の変更について

これまで人手を介して手形・小切手の現物を各交換所に搬送して交換を実施していた「現物交換」に代わり、データ化した手形・小切手のイメージを電子交換所と送受信して交換を実施する「イメージ交換」に変更になります。

手形・小切手の交換方法の変更イメージ（全国銀行協会作成のリーフレットより）



なお、電子化の対象は金融機関相互の交換業務に限られますので、当座勘定を開設しているお客さまは、これまでと同様に手形・小切手を発行することができます。また、手形・小切手をお持ちになっているお客さまは、現物のまま取立を依頼することもできます。

2. 手形・小切手の資金化について

(1) 支払場所が遠隔地の場合

手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、現在は手形・小切手の現物の搬送が必要なため、資金化までに日数を要する場合があります。

電子交換所においては、イメージデータの送受信により交換決済が完結することから、支払提示（交換提示）が早まることに伴い資金化できる時限が早まる場合があります。

一方、お客さまが振出した場合において、決済時限が早まる場合がありますので、決済資金は支払期日までにご入金ください。

(2) 電子交換所を経由しない取立

① 電子交換所においては、参加金融機関相互間の手形・小切手の交換は電子交換所を経由して決済されることとなります。

そのため、直接支払場所に手形・小切手の現物を郵送して、手形期日に資金を引き出すことができる「個別取立」は原則として出来なくなりますので、ご注意願います。

② つぎのいずれかに該当する場合は、電子交換所を経由することができませんので、個別取立を承ります。

- a. 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合
- b. 電子交換所に交換提示することができない一部証券類（預金通帳等）
- c. その他何らかの事情により、個別の取立が必要となる場合

3. 代金取立手数料の改定について

電子交換所での決済に伴う代金取立手数料の改定を予定しています。

詳細につきましては、後日当行のホームページ等でお知らせいたします。

4. 電子的な決済手段への移行について

決済手段の電子化は、環境配慮等の社会的な意義を持つとともに、お客さまの業務効率化にも貢献します。

また、金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府や産業界と連携を図りながら2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさい）のご利用やインターネットバンキングを利用した振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますよう、お願いいたします。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
岩手銀行 事務統括部 滝沢・藤原・高橋・佐々木
電話：019-623-1111（代表）